

(外交防衛委員会)

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求める件 (閣条第

六号) (衆議院送付) 要旨

この協定は、我が国とスイスとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度及び医療保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ二〇〇九年 (平成二十一年) 七月に両政府間で協定の締結交渉を開始した結果、二〇一〇年 (平成二十二年) 十月二十二日にベルンにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文三十箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用し、また、スイスについては、老齢保険及び遺族保険に関する連邦法、障害保険に関する連邦法及び疾病保険に関する連邦法に

ついて適用する。

二、年金制度及び医療保険制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。

三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。

四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。